

ルとなるだけに、大きな問題である。

外国人学校制度にそがれている眼が各種学校問題についてももつとむけられ

ねばならないのではなかろうか。
△橋本三郎▽

一 特殊法人日本学術振興会法の成立

第五五特別国会の幕切れ寸前の七月二一日夜、日本学術振興会法が成立した。

日本学術振興会は、これまで半官半民の財團法人であったが、今度は、文部省直轄の特殊法人となる。日米科学協力・产学協同の強化、科学研究体制への国家統制の強化などの点からみて、特殊法人日本学術振興会の成立は、戦後日本の科学史に新しい重要なページを加えることになった。

最近数カ月のあいだに、日本物理学会主催の半導体国際会議や全国七三大学・

する民主的な科学者たちから、はげしい怒りをこめた抗議と反対運動が行われている。そして、横浜市大、大阪市大、京大、金沢大学をはじめ各大学に米軍との契約破棄・資金拒否の動きが生れ、六月二六、七日に開かれた国立大学協会総会においても、大河内会長は「外国の軍の研究資金援助を受けることは好ましくない」という所見を表明するに至った。ところで剣木文相は同じ国大協総会の席上で、「民間資金・軍資金の援助受け入れなど大学が学外とのような関係をもつかは大学の自主的決定にまつとのべ、同じ発言のなかで、「大学の社会的役割としての学術研究については最近の学術の急速な進展に応じて、国としても効果的な振興策が必要となってきた。(そこで)学術審議会を新設し、特殊法人日本学術新興会を創設することで、幅の広い学術振興体制を確立したい」とのべていた。

(『毎日』六七・六・二八)。

「軍学協同」に反対する動きが活発化していくなかで、これにも対処するような

ボーズをみせ、学術振興という名のもとに科学的研究に対する国家統制を強めてきたのである。

二

日本学術振興会（以下「学振」といふ）は天皇からの下賜金一五〇万円、政府の補助金一〇〇万円、それに財界の寄付を加えて、一九三二年に半官半民の学術振興機関として創立された。戦時中は、帝国学士院、学術研究会議とともに科学・技術研究行政の中枢にあり、大学の研究費などにくらべると相対的に豊富な研究費を配分するなど、科学技術の戦時動員体制のなかで極めて重要な役割を果した。しかし、戦後の学振は学術普及、出版等の事業をおこなう半官半民の学術奨励機関となつた。一九四九年以後は日本学術振興会維持会がつくられ、産業界からの維持会費が財源の一部となつていた。

一般に知られている最近の学振の活動は、流動研究員・奨励研究生制度の実施、『学術月報』の発行、学界と産業界

との協同研究の推進、南極観測の募金事業などがあるが、一九六二年からは日本科学協力事業に関する事務を扱っている。また、従来の学振の役員には、評議員（三二名）、理事（一六名）がおかれて いるが、評議員は、日本学術会議推薦、学振維持会推薦、学振と特に関係の深い官庁、学識経験者、日本学士院などから選ばれていた。

文部省は六三年にも学振の改組を企てたことがあり、これに対し日本学術会議は①科学者の自主性を尊重し、国内および国際的共同研究、交流を促進すること、②国際的共同研究・交流には「科学の国際協力についての日本学術会議の見解」（六一・一〇・七）を尊重すること、③役員および評議員は、日本学術会議の推薦するものと日本学術会議の了承を得たもので構成すること、④日本学術会議とのあいだの連絡制度を確立すること、⑤流動研究員制度などをさらに積極的に推進すること、などを文部省に申し入れたことがあった（六三・二・二五）。

右の申し入れなどは全く無視された。まず第一に学振は政府の強力な統制のもとにおかれることになった。役員（法第一〇条）、評議員（第十九条）はともに文部大臣が任命すると規定され、業務計画の作製・変更には文部大臣の認可が必要であり（第二一条）、毎年の事業計画・予算・決算にも文部大臣の認可が必要である（第二三条、二五条）。さらに文部大臣には学振に対する監督・命令権（第三二条）、業務報告の提出を求めたり立ち入り検査をする権限が与えられ（第三三条）、これを拒んだり、妨げたり、忌避した役員・職員は三万円以下の罰金に処せられるという罰則（三八条）が規定されている。

しかも、予算、資金計画、決算、借入金、余裕金の運用、財産処分、役職員の給与・退職手当などについては、文部大臣は認可するにさきだつてあらかじめ大臣と協議しなければならないとされている（第三七条）。

かくて特殊法人日本学術振興会は、科学研究を科学自体の内在的発展性にそつて科学者の自主性のもとに推進し援助するという機能を全く放棄し、ときの支配権力の要求する研究体制を意のままにくり出す機関となることになった。このことは、政府が学振によつてなをなそうとしているかをみればいっそう明らかである。

三

第二〇条の「会の業務」のなかに「学界と産業との協力による学術の応用に関する研究」への資金その他の援助を行うことが規定されていること、第一四条で役員は當利事業に従事したり當利団体の役員となつたりすることを禁止しながら、但し書きで「文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない」と規定して産業界・財界の有力者の役員就任に道を開いていることなどからみて、学振の特殊法人化はいわゆる「产学研協同」を強化するものである。

日教組大学部をはじめとする大学関係の教職員組合、全国六〇〇〇の民主的科学者の組織である日本科学者会議は、こ

くに注目すべきは、国際学術交流の問題であり、從来から実施してきた日米科学協力事業の強化がはかられ、すべての国との交渉をはかるという日本学術会議のたてた学術交流の原則はますますふみにじられるだろうということである。

これらのことばは、学振を特殊法人化する理由として「日米科学協力の米国側担当機関である国立科学財團（NSF）は政府機関であり、わが國も均衡することが望ましい」「四二年度からは新たに日本教育文化協力事業のほか、O E C D 関係の共同研究事業を実施する予定で、すでに民間団体としての能力の限界にきてはこの点についての措置に遺憾のないよう取り計らわれること」を強く要望する、といふものであつた。結果からみれば、この学術会議の要望がみのつて「文部大臣は、振興会の組織及び業務の運営に関し、日本学術会議と緊密な連絡をはかるものとする」という一条が加えられたが、これが特殊法人日本学術振興会の本質的性格の修正を意味するものではない。学振法の制定は、科学研究体制を民主化するというたたかいがますます重要なことであることを、示しているのである。

△佐々木亨△